担当局・区	福祉局	審議会等の名称	大阪市社会福祉審議会

現在員	27　人
指針の基準（20人以内）	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	大阪市社会福祉審議会条例の規程による（35人以内）
女性数・女性比率	10　人・　37%
指針の基準（40%以上）	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	団体推薦委員については、各団体に女性委員の推薦を依頼しているものの、適任性等を考慮のうえ推薦された結果、女性の推薦は12人中４人となっています。
兼務３以上（他の審議会等の兼務数）	3　人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	団体推薦委員については、本市指針を踏まえて各団体と協議を行っていますが、専門性・適任性等を考慮のうえ推薦されており、余人に替えがたい人材として委員に選任しています。
在任４年超	14　人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	在任期間が長期となる委員については、改選時に他の委員への委嘱等について調整を行いましたが、本市福祉行政のあり方の検討や計画策定、進捗管理等の各種審議に中心的に携わっていただいている委員が多く、審議の継続性や専門性の確保の観点から、審議会に必要不可欠な人材と判断し、引続き委員として選任しています。
再任２回以上	11　人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	在任期間が長期となる委員については、改選時に他の委員への委嘱等について調整を行いましたが、本市福祉行政のあり方の検討や計画策定、進捗管理等の各種審議に中心的に携わっていただいている委員が多く、審議の継続性や専門性の確保の観点から、審議会に必要不可欠な人材と判断し、引続き委員として選任しています。
70歳超	6　人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	団体推薦委員については、本市指針を踏まえて各団体と協議を行っていますが、専門性・適任性等を考慮のうえ推薦されており、余人に替えがたい人材として委員に選任しています。
本市職員	0　人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
今後の見直し方針	・委員数については随時見直しを行い、元来50人であったところから段階的に削減してきました。また女性比率についても、わずかに基準に満たないものの、継続的な取組みにより上昇傾向にあります。 ・団体推薦の委員については、兼務３以上・70歳超の委員が複数いることから、各団体の役員改選等における委嘱替の時期を捉え、各団体に対し最大限の働きかけを行っていきます。 ・学識経験者については、幅広い知見からの経験や知識、また審議内容の継続性から、10年を超える長期在任委員も複数おられ、審議会において大きな役割を担っていただいています。こうした役割分担やこれまでの経緯・成果を継承する必要があることから、急激な入れ替えは困難ですが、順次、若い世代の登用を進めるなど、計画的に委員構成の見直しを行っていきます。

担当局・区	福祉局	審議会等の名称	大阪市障がい支援区分認定審査会

現在員	213　人
指針の基準（20人以内）	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	大阪市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例第2条の2により審査会委員の定数は245人以内と定められており、年間約１万件の審査を適切かつ早急に行うために現在員数が必要であるため。
女性数・女性比率	82　人・　38%
指針の基準（40%以上）	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	審査会委員は、各団体からの推薦を受けた委員に対して委嘱を行っています。各団体には女性登用について依頼していますが、多方面の学術経験者を専門家の方を選任する必要があり、その中で特に女性の人材確保は極めて困難であるため。
兼務３以上（他の審議会等の兼務数）	1　人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	審査会委員は、各団体からの推薦を受けた委員に対して委嘱を行っています。審査会業務の円滑な推進に大きな影響を与えないためにも、兼職数の多い方を選任せざるを得ないため。
在任４年超	142　人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	委嘱期間は２年。審査会委員は、各団体からの推薦を受けた委員に対して委嘱を行っています。再任ではなく新任として、相当数に上る保健・福祉の有資格者を委員として各職能団体に推薦いただくことは極めて困難であり、審査会業務の円滑な推進に大きな影響を与えないためにも、委員には引き続き４年を超えて、あるいは兼職数の多い方を選任せざるを得ないため。
再任２回以上	165　人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	審査会委員は、各団体からの推薦を受けた委員に対して委嘱を行っている。再任ではなく新任として、相当数に上る保健・福祉の有資格者を委員として各職能団体に推薦いただくことは極めて困難であり、審査会業務の円滑な推進に大きな影響を与えないためにも、委員には引き続き４年を超えて、あるいは兼職数の多い方を選任せざるを得ないため。なお、法的には再任は妨げられていないです。
70歳超	13　人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	審査会委員は、各団体からの推薦を受けた委員に対して委嘱を行っている。再任ではなく新任として、相当数に上る保健・福祉の有資格者を委員として各職能団体に推薦いただくことは極めて困難であり、各団体に対し指針を周知し、その遵守をお願いしているが、本審査会の特性もあり、各団体から推薦された人材について、指針の基準（委嘱期間、兼職数、年齢）に抵触していても、選任せざるを得ないため。
本市職員	0　人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
今後の見直し方針	設置当初からの委員が次第に長期化していくことに鑑み、次期改選時（平成31年４月）には、医師会をはじめとする各職能団体に対して「審議会等の設置及び運営に関する指針」の趣旨に留意した人物を推薦していただけるよう一層強く要請し、指針の基準を満たした選任となるよう努めます。

担当局・区	福祉局	審議会等の名称	大阪市障がい者施策推進協議会

現在員	14　人
指針の基準（20人以内）	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
女性数・女性比率	5　人・　36%
指針の基準（40%以上）	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	関連団体から推薦を受けて委員を推薦していただいており、各団体へ事前に指針の趣旨を説明し、女性登用率を満たせるよう女性委員の推薦を依頼したが、各団体の構成員自体に女性が少ないこともあり、結果として女性比率が低くなっているため。
兼務３以上（他の審議会等の兼務数）	1　人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	団体への推薦依頼にあたり、指針に沿った説明を行ってきたところであるが、障がい者医療に関する専門的な知識を有する人材として推薦されたところです。同委員は、兼職数において指針に抵触することとなるが、当該団体からの当協議会への委員の参画は必須であるため。
在任４年超	7　人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	障がい者福祉に精通し、各団体と連携を深めて情報交換等も行っており幅広い視野を持っているため、審議の継続性や専門性の確保の観点から同協議会の委員として適任の人物であるため。
再任２回以上	7　人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	障がい者福祉に精通し、各団体と連携を深めて情報交換等も行っており幅広い視野を持っているため、審議の継続性や専門性の確保の観点から同協議会の委員として適任の人物であるため。
70歳超	3　人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	年齢要件において指針に沿った説明を行ってきたところであるが、各団体における専門性、適任性等の推薦の基準等を考慮のうえ推薦されており、団体の会長職等要職の方の推薦を受けたため。
本市職員	0　人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
今後の見直し方針	平成30年8月に一斉改選を予定しており、各関係団体に指針の趣旨を説明のうえ推薦依頼を行ったところ、女性比率については指針の基準を満たす見込となっているが、他の項目については基準の満たさないものの、専門性・適正性等を考慮のうえ余人に替えがたい人材として選任する予定です。 引き続き、一斉改選時のみならず関係団体の代表者変更等の機会においても、指針の趣旨を再度説明し、基準を満たせるよう努めていきます。

担当局・区	福祉局	審議会等の名称	大阪市地域密着型サービス運営委員会

現在員	6　人
指針の基準（20人以内）	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
女性数・女性比率	2　人・　33%
指針の基準（40%以上）	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	関連団体から推薦を受けて委員を推薦して頂いていおり、各団体へ事前に指針の趣旨を説明し、女性登用率を満たせるよう女性委員の推薦を依頼したが、各団体の構成員自体に女性が少ないこともあり、結果として女性比率が低くなっている。
兼務３以上（他の審議会等の兼務数）	1　人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	地域密着型サービス運営委員会の委員として国は「地域における保健・医療・福祉関係者」を例示しているところであるが、市内の医療・介護の連携を進めるためにも、地域密着型サービス事業者の指定にあたり、当該分野について専門的見地を有し、市内全域における医療・介護の現状を踏まえて意見を述べることができる方に就任して頂くことが重要であると考える。 当該委員は指針に抵触するところであるが、現在大阪市医師会連合会会長を務められており、市内の医師を代表する方であり、また、要介護認定審査会の委員を務められるなど、介護保険に制度にも精通されていることから、当運営委員会において十分な議論をしていただくにあたっては、最適任であると考えているため。
在任４年超	2　人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	次の①②のとおり。 ①当該委員は現在大学の教授を務める高齢者福祉の専門家です。当該委員は大阪市における高齢者の状況についても知見を有していることから、大阪市の状況を踏まえて議論を行って頂くには、他の高齢者福祉の専門家を以って代えることができるものではないため。 また、当該委員には、平成２６年６月から「本委員会」の委員長を務めて頂き、委員会の運営、議事進行等にご尽力を頂いています。 今回６人の委員のうち３人が退任するものであるが、委員長として議事進行を行ってきた当該委員まで、退任すると、これまでの議論を踏まえた審議を行うことができず、委員会の継続性が損なわれることから、「本委員会」の運営に著しい支障を来たす蓋然性が高いです。 　以上のことから、当該委員に委嘱することが適任であるため。 ②「本委員会」の主な審議内容である介護保険事業者の運営計画に係る審議については、公益的な視点に立ちつつ介護保険事業者としての経験や見識を以って意見を述べることができる人物が必要不可欠であるため。 　このことから、大阪市老人施設連盟に推薦の依頼を行い、当該委員の推薦を受けたものであるが、同連盟は介護保険事業者で構成される団体で、介護保険制度発足前から本市高齢者福祉行政に貢献してきた公益性の高い団体です。 また、当該委員は介護保険従業者として現場での経験も豊富であり、現在も特別養護老人ホーム、認知症対応型通所介護、地域包括支援センター等の多岐にわたる事業所運営に携わり、同連盟の業務執行理事としても中心的な役割を担っている人物であるため。 このような経験をもとに、現在、「本委員会」においても事業者の立場で行政として留意すべき事項について的確な意見を賜ってところです。 更に、当該委員は副委員長として委員長のサポートをしていただいており、重要な役割を担っていただいています。 以上のことから介護保険事業者の視点、公益的な視点を持ち、かつ委員長を的確にサポート出来る委員として当該委員は余人に代えることの出来ない人物であることから、当該委員に委嘱することが適任であるため。
再任２回以上	2　人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	「在席期間4年超」の理由に同じ

70歳超	1　人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	地域密着型サービス運営委員会の委員として国は「地域における保健・医療・福祉関係者」を例示しているところであるが、市内の医療・介護の連携を進めるためにも、地域密着型サービス事業者の指定にあたり、当該分野について専門的見地を有し、市内全域における医療・介護の現状を踏まえて意見を述べることができる方に就任して頂くことが重要であると考ています。当該委員は指針に抵触するところであるが、現在大阪市医師会連合会会長を務められており、市内の医師を代表する方であり、また、要介護認定審査会の委員を務められるなど、介護保険に制度にも精通されていることから、当運営委員会において十分な議論をしていただくにあたっては、最適任であると考えているため。
本市職員	0　人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
今後の見直し方針	国は地域密着型サービス運営委員会の委員として、「被保険者の代表」・「介護保険事業者の代表」・「学識経験者」・「地域における保健・医療・福祉関係者」を位置づけているところであるが、このような立場にあり、かつ、高い見識を以て公正に審議をしていただくためには、公益性の高い関係各団体から推薦を受けて委嘱することが不可欠であると判断します。 次期、一斉改選時には関係各団体に指針の趣旨を説明し、指針に抵触しない委員を推薦して頂けるように働きかける予定です。

担当局・区	福祉局	審議会等の名称	大阪市福祉有償運送運営協議会

現在員	11　人
指針の基準（20人以内）	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
女性数・女性比率	4　人・　36%
指針の基準（40%以上）	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	タクシー事業者や交通工学部門における学識経験者には女性が希少であり、女性の委員を確保すべく推薦依頼を行ったが、結果的に適任者の推薦を受けることができなかったため。
兼務３以上（他の審議会等の兼務数）	1　人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	本協議会にて協議を行うにあたり必須である専門性を有しており、かつ、利用者目線での安全性にかかる貴重な発言ができる当該委員の意見は欠かすことのできないものであるため。
在任４年超	5　人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	本協議会は福祉有償運送の必要性、対価その他実施するに当たり必要となる事項を協議することを目的としているため専門性は必須であるが、それを有している人物が少なく、また、一定これまでの議論過程を熟知する委員の意見は欠かすことのできないものであるため。
再任２回以上	9　人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	本協議会は福祉有償運送の必要性、対価その他実施するに当たり必要となる事項を協議することを目的としているため専門性は必須であるが、それを有している人物が少なく、また、一定これまでの議論過程を熟知する委員の意見は欠かすことのできないものであるため。
70歳超	2　人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	当協議会の重要性を鑑みて推薦団体側から各団体の役職者を委員として推薦されており、結果として推薦された委員が高齢であったため。
本市職員	1　人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	道路運送法施行規則第51条の８により、運営協議会を主宰する市町村が構成員となると定められているため。
今後の見直し方針	今後の人選にあたっては、長期委員が多くなっていることを踏まえ、それぞれの分野での適任者を選任できるよう委員の調整をおこなっている大阪府や各推薦団体に対して指針に沿った委員選任について一層の協力を求めていくとともに、当該委員の協力を得ながら適切な人選を進めていきます。

担当局・区	福祉局	審議会等の名称	大阪市民生委員推薦会

現在員	14　人
指針の基準（20人以内）	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
女性数・女性比率	6　人・　43%
指針の基準（40%以上）	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
兼務３以上（他の審議会等の兼務数）	2　人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	本市より審議会等の設置及び運営に関する指針の趣旨を示したうえで各団体に推薦をお願いしているが、地域福祉に重要な影響を及ぼす民生委員･児童委員及び主任児童委員の選出という重責に鑑みて、団体側から会長等要職の方の推薦を受けたため。
在任４年超	5　人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	委員の推薦をいただいている団体と調整をおこなったものの、他に適任者がおらず継続して推薦いただき、また、民生委員選任にかかる議論の継続性も考慮する必要があることから変更し難いため。
再任２回以上	8　人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	委員の推薦をいただいている団体と調整をおこなったものの、他に適任者がおらず継続して推薦いただき、また、民生委員選任にかかる議論の継続性も考慮する必要があることから変更し難いため。
70歳超	4　人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	本市より審議会等の設置及び運営に関する指針の趣旨を示したうえで各団体に推薦をお願いしているが、地域福祉に重要な影響を及ぼす民生委員･児童委員及び主任児童委員の選出という重責に鑑みて、団体側から会長等要職の方の推薦を受けたため。
本市職員	2　人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	「大阪市民生委員・児童委員及び主任児童委員推薦要綱」において、委員選出分野として本市職員を規定しているため。
今後の見直し方針	今後の人選にあたっては、長期委員、高齢委員が多くなっていることを踏まえ、推薦団体に対して、指針に沿った委員選任について、一層の協力を求めてまいります。

担当局・区	福祉局	審議会等の名称	大阪市地域包括支援センター運営協議会

現在員	17　人
指針の基準（20人以内）	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
女性数・女性比率	6　人・　35%
指針の基準（40%以上）	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	介護保険法改正に伴う地域包括ケアシステムを構築し推進して行くために、これまでの協議会での審議内容の経過を踏まえ検討して行く観点から、本協議会の委員は地域包括ケア並びに地域包括支援センターについて、深くご理解いただいている方を各職能団体から推薦していただく必要があるため。
兼務３以上（他の審議会等の兼務数）	4　人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	介護保険法改正に伴う地域包括ケアシステムを構築し推進して行くために、これまでの協議会での審議内容の経過を踏まえ検討して行く観点から、本協議会の委員は地域包括ケア並びに地域包括支援センターについて、深くご理解いただいている方を推薦していただく必要があるため。
在任４年超	7　人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	介護保険法改正に伴う地域包括ケアシステムを構築し推進して行くために、これまでの協議会での審議内容の経過を踏まえ検討して行く観点から、本協議会の委員は地域包括ケア並びに地域包括支援センターについて、深くご理解いただいている方を推薦していただく必要があるため。
再任２回以上	13　人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	介護保険法改正に伴う地域包括ケアシステムを構築し推進して行くために、これまでの協議会での審議内容の経過を踏まえ検討して行く観点から、本協議会の委員は地域包括ケア並びに地域包括支援センターについて、深くご理解いただいている方を推薦していただく必要があるため。
70歳超	2　人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	推薦依頼にあたり、市単位の会議に推薦できる委員は、団体を代表することとなるため、役員の中でも、一定の経験を経た方になること、一定の活動経験のある方が70歳を超えていること、及び、65歳以上の方である介護保険第１号被保険者当事者のご意見を反映する市民委員を選任しているため。
本市職員	0　人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
今後の見直し方針	各団体からの推薦委員については、次回委員改選時だけでなく代表者変更等による各団体内部事情を理由とする改選時についても指針の趣旨について、再度説明を十分行い、その趣旨に基づいた委員の推薦を引き続き団体に依頼する他、本市でも委員の提案を行うなど指針を遵守するために取り組んでいきます。

担当局・区	福祉局	審議会等の名称	大阪市国民健康保険　糖尿病性腎症重化予防事業評価検討会議

現在員	3　人
指針の基準（20人以内）	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
女性数・女性比率	0　人・　0%
指針の基準（40%以上）	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	本事業の評価検討において、事業の対象者の検査数値の変化から見える課題や対象者への生活習慣改善指導内容の検討、より効果的な事業展開への助言を行うなど、糖尿病性腎症に対する専門的な知識と、糖尿病の実証例に詳しく、糖尿病予防やその治療に関する先進的医療や地域医療の実情にも精通する見識を相当程度有した者である必要があるとの認識から、これらの任務を遂行できる委員は、大阪府医師会より推薦があった委員候補の他にはいないため。
兼務３以上（他の審議会等の兼務数）	1　人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	会議の目的や検討内容に鑑み、会議の委員として、医師としてのスキルと経験のみならず、糖尿病性腎症に対する専門的な知識と、地域医療の実情にも精通する見識を相当程度有した者が不可欠であるとの認識から、委員候補の推薦を依頼することができる、唯一無二の団体である大阪府医師会から推薦があり、日ごろより大阪市国民健康保険に関する行政施策に協力・参画し、それらの施策に精通しているとともに、大阪糖尿病対策推進会議の幹事でもあることから、糖尿病対策に造詣が深い人物であるため。
在任４年超	0　人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
再任２回以上	0　人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
70歳超	0　人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
本市職員	0　人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
今後の見直し方針	大阪府医師会に委員の推薦を依頼する場合において、審議会等の設置及び運営に関する指針の趣旨を説明した上で、審議会等の設置及び運営に関する指針第５に定める基準に該当する委員候補を推薦いただくよう、引き続き理解を求めていきます。

担当局・区	健康局	審議会等の名称	大阪市動物愛護推進会議

現在員	5　人
指針の基準（20人以内）	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
女性数・女性比率	2　人・　40%
指針の基準（40%以上）	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
兼務３以上（他の審議会等の兼務数）	0　人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
在任４年超	0　人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
再任２回以上	0　人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
70歳超	1　人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	動物愛護に関する機運の盛り上がりを受け、推進員の活動内容をさらに充実させる目的で、構成団体から今回は支部長を推薦したいという意向があり、登用することとした。
本市職員	0　人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
今後の見直し方針	来年の任期終了後、構成団体へ70歳未満の方を推薦していただくよう要望する。

担当局・区	健康局	審議会等の名称	大阪市公害健康被害認定審査会

現在員	15　人
指針の基準（20人以内）	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
女性数・女性比率	5　人・　33%
指針の基準（40%以上）	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	公害医療および制度についての高度な知識と経験を有し、判断困難事例にも的確な判断をすることができる女性委員の候補は、容易には見当たらず、その人選は厳しい状況にある。
兼務３以上（他の審議会等の兼務数）	2　人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	公害医療および制度についての高度な知識と経験を有し、判断困難事例にも的確な判断をすることができる委員の候補は、容易には見当たらず、その人選は厳しい状況にある。
在任４年超	7　人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	公害医療および制度についての高度な知識と経験を有し、判断困難事例にも的確な判断をすることができる委員の候補は、容易には見当たらず、その人選は厳しい状況にある。
再任２回以上	8　人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	公害医療および制度についての高度な知識と経験を有し、判断困難事例にも的確な判断をすることができる委員の候補は、容易には見当たらず、その人選は厳しい状況にある。
70歳超	3　人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	公害医療および制度についての高度な知識と経験を有し、判断困難事例にも的確な判断をすることができる委員の候補は、容易には見当たらず、その人選は厳しい状況にある。
本市職員	0　人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
今後の見直し方針	当認定審査会委員は、公害医療および制度についての高度な知識と経験を有し、判断困難事例にも適正な判断が必要とされる。 高度な知識と経験を有する委員の候補は、容易には見当たらず、その人選等は厳しい状況にあるものの、今後、後任者の育成および紹介について、現在選任委員からの後任推薦協力も得ながら努力していく。 また、大阪府医師会推薦の選任委員については、本市の「審議会等の設置および運営に関する指針」の各項目について理解及び協力いただけるよう引き続き、推薦依頼文に明記し、依頼を行っていく。

担当局・区	健康局	審議会等の名称	大阪市公害診療報酬審査委員会

現在員	8　人
指針の基準（20人以内）	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
女性数・女性比率	2　人・　25%
指針の基準（40%以上）	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	数少ない経験豊富な女性委員を確保することは非常に困難な状況にあるため。
兼務３以上（他の審議会等の兼務数）	2　人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	公害診療に関する専門的かつ高度な知識と経験を要する本委員会の円滑な運営に欠かすことのできない人材であるため。
在任４年超	5　人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	公害診療に関する専門的かつ高度な知識と経験を要する本委員会の円滑な運営に欠かすことのできない人材であるため。
再任２回以上	5　人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	公害診療に関する専門的かつ高度な知識と経験を要する本委員会の円滑な運営に欠かすことのできない人材であるため。
70歳超	0　人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
本市職員	0　人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
今後の見直し方針	本委員会は、医師としての幅広い知識に加え、地域医療の従事者及び地域医療の代表としての経験が貴重であることから、大阪府医師会へ委員の推薦を依頼しています。 推薦依頼にあたっては、本市の方針を踏まえたうえで、本委員会における公害診療に関する専門的かつ高度な知識と経験の必要性について説明し、理解と協力を求めています。人選については、大阪府医師会に委ねることとなりますが、その結果は大阪府医師会の意向として尊重する必要があると考えています。また、大阪府医師会としても限られた人材の中から、数多くの公害認定患者の診療等、長年にわたる経験を踏まえた推薦委員の選定を行っていただいているところです。 今後、委員の推薦をいただいている大阪府医師会に本市の方針についての理解を得るとともに、次回改選の際には指針に沿った委員の選任について一層努めることとします。

担当局・区	健康局	審議会等の名称	大阪市感染症診査協議会

現在員	11　人
指針の基準（20人以内）	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
女性数・女性比率	4　人・　36%
指針の基準（40%以上）	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	感染症の種類は多く、本協議会では感染症に関する専門知識や臨床経験・医療技術等が必要となるが、専門的な学識経験者の医師は、他の医療分野に比べ非常に少なく、さらにその中で、経験を積んだ女性医師は極めて毛稀有な存在であるため。
兼務３以上（他の審議会等の兼務数）	0　人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
在任４年超	4　人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	・4名中2名は女性医師であり、うち1名は長年小児科医として臨床経験を積み、また大阪府公衆衛生研究所において感染症全般の研究を行ってきたという実績がある。もう1名は小児二次救急救命医として、幅広く感染症の知識を有する医師であり、感染症に関しても高い評価を得ている。専門的な学識経験者の女性医師は極めて稀有な存在である。以上のことから、これだけの経験と実績のある医師はなかなか見つからず、本協議会においては必要不可欠な人材と判断したため。 ・また、元中学校教諭・校長を歴任された委員（女性）については、学校における感染症の集団発生防止といった観点から平常時からの感染予防、二次感染防止等の経験が豊富であること、現在は家庭裁判所の家事調停員に就任されており、児童や青少年について知識があり、人権面での配慮についても経験豊富であることから余人を持って変えがたいため。 ・呼吸期の専門家としてご就任いただいている委員1名については、大阪市内での臨床経験が長く本市の結核事情について精通している。以前は大阪市感染症診査協議会結核部会専門部会委員や本市の結核健診の読影医師としての経験もあり、結核の読影についての専門家でもあるため、本市の結核予防推進業務について適任であると判断したため。

再任２回以上	7　　人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	・7名中2名は女性医師であり、うち1名は長年小児科医として臨床経験を積み、また大阪府公衆衛生研究所において感染症全般の研究を行ってきたという実績がある。もう1名は小児二次救急救命医として、幅広く感染症の知識を有する医師であり、感染症に関しても高い評価を得ている。専門的な学識経験者の女性医師は極めて稀有な存在である。以上のことから、これだけの経験と実績のある医師はなかなか見つからず、本協議会においては必要不可欠な人材と判断したため。 ・また、元中学校教諭・校長を歴任された委員（女性）については、学校における感染症の集団発生防止といった観点から平常時からの感染予防、二次感染防止等の経験が豊富であること、現在は家庭裁判所の家事調停員に就任されており、児童や青少年について知識があり、人権面での配慮についても経験豊富であることから余人を持って変えがたいため。 ・呼吸期の専門家としてご就任いただいている委員2名については、大阪市内での臨床経験が長く本市の結核事情について精通している。以前は大阪市感染症診査協議会結核部会専門部会委員や本市の結核健診の読影医師としての経験もあり、結核の読影についての専門家でもあるため、本市の結核予防推進業務について適任であると判断したため。 ・感染症全般にわたる専門家としてご就任いただいている委員1名については、他府県の大学属病院をはじめ、多くの病院で臨床経験を積んでおり、特に一類感感染症の対応について精通している。以上のことから、これだけの経験と実績のある医師はなかなか見つからず、本協議会においては必要不可欠な人材と判断したため。 ・法律に関する専門家としてご就任いただいている委員1名については、近畿弁護士会連合会人権擁護委員会に所属され、大阪弁護士会人権擁護委員会副委員長としてもご活躍されるなど、人権擁護に造詣の深い委員であり、人権面での配慮についても経験豊富であることから余人を持って変えがたいため。
70歳超	1　　人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	元中学校教諭・校長を歴任された委員（女性）であり、学校における感染症の集団発生防止といった観点から平常時からの感染予防、二次感染防止等の経験が豊富であること、現在は家庭裁判所の家事調停員に就任されており、児童や青少年について知識があり、人権面での配慮についても経験豊富であることから余人を持って変えがたいため。
本市職員	0　　人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
今後の見直し方針	今後、委員の辞任等で委員の選任の必要が生じた際には、指針の趣旨を十分に踏まえ、新たな人材を確保できるよう努める。

担当局・区	健康局	審議会等の名称	大阪市感染症発生動向調査委員会

現在員	11　人
指針の基準（20人以内）	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
女性数・女性比率	4　人・　36%
指針の基準（40%以上）	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	本委員会の専門分野は多岐にわたるため、熟知するには研究・調査・診断等の経験が必要です。その中でも感染症の発生動向を的確に把握し、得られたデータの解析評価を行っている各専門家の数も限られ、女性の専門家はさらに少ないのが現状です。
兼務３以上（他の審議会等の兼務数）	1　人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	地域医師会の代表を選出するにあたり、一般社団法人大阪府医師会に適任者の推薦を依頼したところ、当該委員の推薦があり、感染症についての専門的知識が豊富であることから、感染症対策を分析・評価・検討するうえで適正な人材であると判断したためです。
在任４年超	4　人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	本委員会の専門分野は多岐にわたるため、熟知するには研究・調査・診断等の経験が必要です。その中でも感染症の発生動向を的確に把握し、得られたデータの解析評価を行っている各専門家の数も限られます。
再任２回以上	4　人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	本委員会の専門分野は多岐にわたるため、熟知するには研究・調査・診断等の経験が必要です。その中でも感染症の発生動向を的確に把握し、得られたデータの解析評価を行っている各専門家の数も限られます。
70歳超	0　人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
本市職員	2　人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	本事業実施要綱の定めるところにより、委員会委員として患者や病原体情報を収集している保健所の代表として本市職員を選出する必要があるためです。
今後の見直し方針	関係機関や団体に推薦依頼する場合は、なるべく女性を推薦してもらうように依頼します。

担当局・区	健康局	審議会等の名称	大阪市精神保健福祉審議会

現在員	26　人
指針の基準（20人以内）	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	当該審議会については、本審議会のほかに専門の事項を調査審議するための専門部会を設けているため委員数が多数に及んでいるが、それぞれの人数は基準の範囲内である。
女性数・女性比率	9　人・　35%
指針の基準（40%以上）	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	女性の委員を確保すべく推薦者へ依頼を行うも、結果的に適任者の推薦を受けることができなかったため。
兼務３以上（他の審議会等の兼務数）	0　人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
在任４年超	17　人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	当該審議会については、本審議会のほかに専門の事項を調査審議するための専門部会を設けているため、委員に適任な有識者が少ないため
再任２回以上	4　人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	当該審議会については、本審議会のほかに専門の事項を調査審議するための専門部会を設けているため、委員に適任な有識者が少ないため
70歳超	3　人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	当該審議会については、本審議会のほかに専門の事項を調査審議するための専門部会を設けているため、委員に適任な有識者が少ないため
本市職員	0　人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
今後の見直し方針	委員の改選に当たっては、専門的知識の導入、公正の確保、利害の調整といった当該審議会等の設置等の目的が達成されるよう、人権尊重の視点に立って、各界各層及び幅広い年齢層の中から女性登用も含め、ふさわしい人材をバランスよく選任することとする。

担当局・区	健康局	審議会等の名称	大阪市精神医療審査会

現在員	15　人
指針の基準（20人以内）	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
女性数・女性比率	5　人・　33%
指針の基準（40%以上）	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	女性の委員を確保すべく推薦者へ依頼を行うも、結果的に適任者の推薦を受けることができなかったため。
兼務３以上（他の審議会等の兼務数）	0　人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	当該審査会については、精神医療専門の事項を審査等を行うため、委員に適任な有識者が少ないため
在任４年超	9　人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	当該審査会については、精神医療専門の事項を審査等を行うため、委員に適任な有識者が少ないため
再任２回以上	5　人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	当該審査会については、精神医療専門の事項を審査等を行うため、委員に適任な有識者が少ないため
70歳超	2　人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	当該審査会については、精神医療専門の事項を審査等を行うため、委員に適任な有識者が少ないため
本市職員	0　人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
今後の見直し方針	委員の改選に当たっては、専門的知識の導入、公正の確保、利害の調整といった当該審議会等の設置等の目的が達成されるよう、人権尊重の視点に立って、各界各層及び幅広い年齢層の中から女性登用も含め、ふさわしい人材をバランスよく選任することとする。

担当局・区	健康局	審議会等の名称	大阪市自立支援医療費（精神通院）支給認定・手帳交付審査委員会

現在員	7　人
指針の基準（20人以内）	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
女性数・女性比率	1　人・　14%
指針の基準（40%以上）	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	当該審査会については、精神医療専門の事項を審査等を行うため、委員に適任な女性有識者が少ないため
兼務３以上（他の審議会等の兼務数）	0　人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
在任４年超	5　人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	当該審査会については、精神医療専門の事項を審査等を行うため、委員に適任な有識者が少ないため
再任２回以上	5　人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	当該審査会については、精神医療専門の事項を審査等を行うため、委員に適任な有識者が少ないため
70歳超	0　人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
本市職員	0　人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
今後の見直し方針	委員の改選に当たっては、専門的知識の導入、公正の確保、利害の調整といった当該審議会等の設置等の目的が達成されるよう、人権尊重の視点に立って、各界各層及び幅広い年齢層の中から女性登用も含め、ふさわしい人材をバランスよく選任することとする。

担当局・区	健康局	審議会等の名称	大阪市エイズ対策評価委員会

現在員	5　人
指針の基準（20人以内）	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
女性数・女性比率	2　人・　40%
指針の基準（40%以上）	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
兼務３以上（他の審議会等の兼務数）	1　人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	医療関係者の選任にあたり、一般社団法人大阪府医師会に対して適任者の推薦を依頼したところ、当該委員の推薦があり、性感染症についての専門知識が豊富であることから、性感染症対策を分析・評価・検討するうえで適正な人材であると判断したため。
在任４年超	3　人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	平成29年8月1日の改選時点で在任期間が4年となっていたが、平成29年9月より開始する第３次大阪市エイズ対策基本指針策定にあたり、これまで意見を聴収していた委員の承認のもと策定・運用開始し、施策の効果を適正に分析・評価・検討する必要があったため。
再任２回以上	4　人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	平成29年8月1日の改選時点で再任１回となっていたが、平成29年9月より開始する第３次大阪市エイズ対策基本指針策定にあたり、これまで意見を聴収していた委員の承認のもと策定・運用開始し、施策の効果を適正に分析・評価・検討する必要があったため。
70歳超	0　人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
本市職員	0　人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
今後の見直し方針	次回の委員改選時には適任である学識経験者を探す等により、指針の基準を満たすよう努めます。

担当局・区	健康局	審議会等の名称	大阪市結核対策評価委員会

現在員	10　人
指針の基準（20人以内）	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
女性数・女性比率	4　人・　40%
指針の基準（40%以上）	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
兼務３以上（他の審議会等の兼務数）	1　人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	本市においては「第２次大阪市結核対策基本指針」を策定し、結核対策に向けた取り組みを実施している。そのためには、結核診療に十分な知識と技術を有する医師の確保に向けた取り組みが重要であり、地域医療機関の協力は欠かせないところである。そのため一般社団法人大阪府医師会に対して、指針の趣旨を説明した上で本会議の有識者として適任者の推薦を依頼したところ、当該委員の推薦があり、結核についての専門知識が豊富であることから、結核対策を分析・評価・検討するうえで適正な人材であると判断したため。
在任４年超	4　人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	本市においては「第２次大阪市結核対策基本指針」を策定し、結核対策に向けた取り組みを実施している。そのためには、結核診療に十分な知識と技術を有する医師や公衆衛生学に精通している教授の協力が欠かせず、結核対策を分析･評価・検討するうえで適正な人材であるため。
再任２回以上	4　人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	本市においては「第２次大阪市結核対策基本指針」を策定し、結核対策に向けた取り組みを実施している。そのためには、結核診療に十分な知識と技術を有する医師や公衆衛生学に精通している教授の協力が欠かせず、結核対策を分析･評価・検討するうえで適正な人材であるため。
70歳超	1　人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	結核医療について専門的な知識を有し、結核のまん延状況や対策の動向・課題・地域別の評価など、結核対策にも精通しており、委員会で本市結核対策を分析・評価・検討するうえで適正な人材であるため。
本市職員	0　人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
今後の見直し方針	・関係団体への推薦にあたり、できる限り兼務を避けるよう依頼する。

担当局・区	健康局	審議会等の名称	大阪府市地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所評価委員会

現在員	5　人
指針の基準（20人以内）	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
女性数・女性比率	1　人・　20%
指針の基準（40%以上）	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	大阪府市地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所評価委員会は共同設置規約に則り、大阪府が事務局としての業務を行い、大阪府知事が任命しております。
兼務３以上（他の審議会等の兼務数）	0　人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
在任４年超	4　人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	大阪府市地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所評価委員会は共同設置規約に則り、大阪府が事務局としての業務を行い、大阪府知事が任命しております。
再任２回以上	5　人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	大阪府市地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所評価委員会は共同設置規約に則り、大阪府が事務局としての業務を行い、大阪府知事が任命しております。
70歳超	1　人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	大阪府市地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所評価委員会は共同設置規約に則り、大阪府が事務局としての業務を行い、大阪府知事が任命しております。
本市職員	0　人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
今後の見直し方針	大阪府市地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所評価委員会は共同設置規約に則り、大阪府が事務局としての業務を行い、大阪府知事が任命しております。

担当局・区	健康局	審議会等の名称	大阪市石綿健康被害調査委員会

現在員	8　人
指針の基準（20人以内）	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
女性数・女性比率	0　人・　0%
指針の基準（40%以上）	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	大阪市石綿健康被害調査委員会は、中皮腫や肺がん等の石綿関連疾患の所見を発見するために、Ｘ線画像及びＣＴ画像データを読影できる中皮腫等の治療経験がある呼吸器の専門医師を招聘し、任命しているが、呼吸器の専門医で、石綿関連疾患の治療に携わった経験を有する人材は非常に少なく、女性医師を見出すことができなかった。
兼務３以上（他の審議会等の兼務数）	1　人
指針の基準	満たしていない
指針の基準を満たさない理由	大阪市石綿健康被害調査委員会は、中皮腫や肺がん等の石綿関連疾患の所見を発見するために、Ｘ線画像及びＣＴ画像データを読影できる中皮腫等の治療経験がある呼吸器の専門医師を招聘し、任命しているが、呼吸器の専門医で、石綿関連疾患の治療に携わった経験を有する人材は非常に少ないため、その人選は非常に厳しい状況にある。
在任４年超	0　人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
再任２回以上	0　人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
70歳超	0　人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
本市職員	0　人
指針の基準	満たしている
指針の基準を満たさない理由	
今後の見直し方針	今後も呼吸器内科を有する医療機関や委員等の人脈を活用し、石綿関連疾患に関心を持つ呼吸器内科の医師の情報収集を行い、適任者が見つかれば委員就任を要請していく。